



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

PARITIZER

Vol.23

2011年夏号

会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

5月28日の総会にて4年目の会長職を仰せつかりました。今年度も会員の皆さんの資質向上のため、会員及び協会のネットワーク作りとその強化に尽力させていただきます。各関係機関の皆様には引き続きご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

昨年度は総会時に市長が来訪されるに始まり、さいたま市主催の「介護の日フェスタ」開催にも繋がるようなネットワークを築くなど充実した一年となりました。また、当協会を象徴するロゴマークも製作し、会員の皆さんにはそのピンバッジを交付しましたこと周知のとおりです。さて次年度は介護保険制度4

回目の法改正です。今回の改正では、本来のケアマネジメンツのためにケアマネジャーにはパラダイムシフトが求められているとも言われています。価値観・発想の転換というわけでしょうか。

また、制度改正前年度のちょうど今ごろ、その改正内容を事前解釈した民間会社や個人からの情報飛び交います。よもや皆さんはそれらに振り回されたりはしていませんか。

ケアマネジャーが元資格職種により不十分な(または偏った)支援になっているという評価が現状なら、「利用者を総合的に支援する」という基本に立ち返ることが私たちへ望まれているパ

ラダイムシフトではないでしょうか。介護保険制度においてケアマネジメンツの実行裁量は私たちであり、ケアプランを立てるうえで「主体をきちんと利用者者に置いて」ケアマネジメンツする。法令遵守は当然の義務でありながらも尚早の段階で未確定なルールを勝手に白黒させたような流言するのは本末転倒で、そういう未成熟さを改善すべき時期なのかもしれません。

未だ11年しか経っていない職種ですが、私たちケアマネジャー個々人には多様な技術とネットワークが培われつつあります。謙虚に自分たちを磨きながらも一定の自負は持ち、新たな洗練された社会支援職種者として確立できるよう、ともに前向きに取り組みましょう。



さいたま市介護支援専門員協会

「平成23年度 通常総会」

開催日時 平成23年5月28日（土） 13時45分～14時45分

開催場所 岩槻駅東口コミュニティセンター ワツツルームA



ビジネス協議会、大宮地区訪問看護ステーション連絡会からもご出席をいただきました。

清水勇人市長には、ご多忙中にもかかわらず、駆けつけてくださり、ご祝辞をいただきました。

清水市長は、挨拶に先立ち、東日本大震災で亡くなられた方々へのご冥福をお祈りし、被災された方々へお見舞いの言葉を述べられ、さいたま市は、

5月28日（土）岩槻駅東口コミュニティセンターにおいて「平成23年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。
今年の会員出席者は、62名を数え、来賓にはさいたま市保健福祉局長 青木龍哉氏をはじめ、行政からも多数の出席をいただき、また、関係諸団体として、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会、一般社団法人埼玉ニュー



被災地支援として、今まで延べ3,500人を超える職員の派遣や、避難所として、片柳コミュニティセンターやさいたまスーパードアリーナで避難者を受入れてきました。その際、

たくさんの方々にご協力いただき感謝の意を表された。

そして「心はひとつ、ともに明日へ」を合言葉に、「これからも被災地の支援を行っていききたい」と継続的な支援の必要性を強調された。

さいたま市は、今年の5月1日で満10歳を迎え、人口123万人、全国で9番目の大都市になりました。誕生から10年と記念すべき年にあたるため、「これまでの10年。これからの100年。」をキャッチフレーズに、「市民の皆さん一人一人が幸せを実感できるさいたま市を作っていくたい。もつとすばらしい魅力的な街になってくれると確信している。」と方向性を示された。

結びに、「ケアマネジャーは、介護の要です。日常生活全般の相談や支援をお願いできる最も頼りになる方々です。これから皆様方としっかりと

連携を図っていききたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。」と力強いお言葉をいただきました。

議案については、全4議案が承認され、会長には、三恵苑在宅介護支援センターの宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、各役員、委員についても承認をいただいた。

平成23年度 第1回全体研修 基調講演

「仕事に対するモチベーション 人として生きるための尊厳」

開催日時 平成23年5月28日（土） 15時00分～16時30分

開催場所 岩槻駅東口コミュニティセンター ワツツルームA

「こんにちは！」張りのある大きな声で約100名の参加者を前に挨拶されたHiBiKi氏。さいたま市在住、芸能界で30年以上にわたり活躍され、

大宮駅近くで飲食店を経営する経営者でもある氏がどのような気持ちで仕事に向き合っているのかを「仕事に対するモチベーション 人として生きるための尊厳」と題してご講演いただいた。

「生い立ちから始まり仕事で行き詰ったとき、どのようにしているかを次のように語った。
1. 努力すれば望む結果が出る。
高校生時代からテレビののまね番組に出演し、20年たち郷ひろみのものまねで本人から「一番似ている」と評され、テレビ共演の夢が叶った。夢を叶えるには思い続ける、やり続けること。

第2回全体研修

「かたづけられない不用品問題」

開催日時 平成23年7月16日(土) 14時00分～15時30分

開催場所 プラザウエスト 視聴覚室

本年度2回目の全体研修は、「ゴミ屋敷・かたづけられないゴミ問題」という内容で有限会社パーフェクト新井賢洋氏にご講義いただいた。全国的に独居生活を送っている高齢者は増加しており、ゴミに関する問題はさらに深刻になることが予想される。参加されたケアマネジャーの中にも、「以前苦労した」または「現在戦っている」という方が多く、興味深く話を聞いていた。

講義は「ゴミ屋敷問題」の発生過程から始まった。「セルフネグレクト」という医療や食事を拒みゴミを放置するなど自己放任という状態から始まるとのこと。原因として先天的に空間認識力が低下してしまっている注意欠陥障害(ADD)や落ち着きなくイライラしてしまう注意欠陥・多

動性障害(AD/HD)などが挙げられる。高齢者の場合、一人暮らしになり外部との関わりを拒み、閉鎖的な生活を送るようになることにより、衛生が保持できず状況が悪化してしまう傾向がみられる。(認知症などで判断力の低下が契機となることもある)

一人暮らしから閉鎖的な生活となり、ゴミ屋敷となり不衛生な環境で病を患ってしまう。こうした、悪い連鎖にケアマネジャーなどと連携をとりながら積極的に介入することで最悪の状況を回避することができるとについても言及された。

スクリーニングについても相談があり、多くの問題が重複していることについても確認できた。

今回の研修を通じ、業者がゴミの廃棄処分のみならず、原因・再発防止のことまで考えていることに感心するとともに、このゴミ屋敷問題に関しては、発見から解決までの迅速な対応、清潔な状況を維持できるよう福祉サービスとの連携の重要性と民間事業者の柔軟な発想を上手く活用し、よりよいケアについて考える良い機会となった。



2. 生きがいとポジ션을しっかりとみつける。

「仕事は何のためにやっているのですか?」と私たちに問いかけた。ご自身は「笑う声が聞きたい。喜び、感動した顔が見たい」からという。悩んだ時はそこに原点回歸してほしい。

3. 悩んだら相談する。

悩みは恥ずかしいことではない。信頼できる仲間にもず話してみる。

4. 上からの視点で見る。

それでも解決できない時は自分を第三者の視点で上から見してみる。「私って正しい? 相手はどうなの?」と自問自答してみる。神様の目線になってみる。

そして「窮地に追い込まれても乗り越えられない壁はない。自分の落ち度を認めればヒントになる。私は何が起きてても大丈夫、というバランス感覚が大切」と経験から生まれる力強いアドバイスが得られた。

会場からは「朝起きて前日の嫌なことを引きずっている時どうしているか?」と質問があがった。これに対し「晩のうちにリセットし、毎朝一日を宣言するー『今日も一日健康で元気に快適に過ごせた』と3回言う。過去形にすることで良いイメージを作る」とポジティブな考え方が示された。参加者からは「悩んだ時、俯瞰する視点が大切だと思った」「家族や仲間とともに歩む強さを知った」と感想があつた。

悩んだ時の問題解決策が具体的指針となった。ケアする側の私たちが安定した心でいることはご利用者・ご家族との関係にもよい影響が現れるのではないかと感じる。華やかな芸能界で生き続けるプロの意外な堅実さが光る心に響く講演だった。

大宮区ケアマネサロン

「からだのしくみ く私たちのからだ」

開催日時 平成23年6月22日(水) 15時00分～16時30分

開催場所 (社福) さいたま市社会福祉協議会

大宮サービスセンター 2階会議室

今年度第1回目は、「さいたま市社協訪問看護ステーション おおみや」の、斎藤知子氏と安食裕子氏を講師にお迎えし、人の体のしくみと生活習慣病について、お話をうかがった。参加者は16名(8事業所)だった。

まずは、人の体を8つの器官に分け、そのうちの骨格系、呼吸系、循環系、消化系の5つの器官の説明と、気管切開チューブ、ペースメーカー、胃ろう、バルーンカテーテルについての説明が行われた。



3つめは、生活習慣病と健康診断についてうかがった。メタボリックシンドロームと

は、内臓脂肪蓄積が基準を上回り、かつ、脂質異常症、高血圧、高血糖のうちの2つ以上に当てはまる場合をさす。

脂質異常症は、コレステロールが基準以上に蓄積されている状態。高血圧は、動脈硬化によって血管の壁が厚く硬くなっているため、血管が血流の強さにあわせて広がるができなくなった状態。高血糖は、血糖をコントロールするインシュリンが、分泌されなかったり、少なかったりする状態である。

これらの生活習慣病を防ぐには、食べ過ぎに注意すること、運動をすること、禁煙、ストレスを減らすこと、が大切であることが分かった。

講義は、図を多用したパワーポイントや、バルーンカテーテルの模型を使用しながらの説明で、分りやすく、また、クイズ形式を取り入れてあり、出席者が、積極的に参加することができた。

現在、自分が担当している利用者や家族の中にも、ペースメーカーやインシュリン注射をしている方がおられるので、興味深い内容だった。今後も、病気に対する理解を深めていきたいと思う。

南区ケアマネサロン

テーマ 「災害時のリスクマネジメントについて」

開催日時 平成23年7月8日(金) 14時30分～16時30分

開催場所 さいたま市南区役所 1階多目的室

今回の南区ケアマネサロンでは、さいたま市南区役所高齢介護課の大羽氏に参加していただき、東日本大震災後の最新情報についての伝達、災害時の対応や今後の取り組みについての資料を共有、グループワークでの情報交換を行った。参加者は18名。

はじめに、今回特別に参加をいただいた宮本会長からご挨拶と震災日の出来事をお話しいただいた。場が和んだところで南区高齢介護課の大羽氏より、震災被災者がさいたま市で介護保険サービスを利用するにあたっての要件等を説明していただき、また、ケアマネサロン開催前に会員から質問をいただいていた社会福祉法人の利用者負担軽減制度についての説明をしていただいた。

その後、ケアプランつむぎの保坂氏より災害時の対応や今後の取り組みについての資料提供をしていただき、事前準備の大切さ、医療ニーズの高い方の災



サロン後半は、5～6名のグループに分かれて情報交換等を

北区・西区合同ケアマネサロンの開催日時

「ケアマネの○○な話」

開催日時 平成23年7月26日(火) 14時00分～15時30分

開催場所 北区ノースプラザ

北区・西区合同ケアマネサロン1回目の活動として情報交換を目的とした、「ケアマネ○○な話」を開催した。日頃のケアマネ業務での『勉強になった話』『耳よりな話』『怖かった話』等をグループワークにて話し合い、ケアマネ同士のネットワークを広げましょうという呼びかけに15名程集まった。3グループに分かれ、各々のグループでの話しに花が咲いた。

まず各々話したいこと・聞きたいことを付箋紙に書き出してもらい、各々話しをし、各グループごとに二つのテーマを

発表して

もらった。

笑い声や

関心する

声、驚く

声が響き、

話し合いの時間が足りないくらいの熱気があった。

発表された「ケアマネの○○な話」は、

他事業所の情報不足と情報収集の苦労や、

利用者の苦情対応についての相談、新薬メ

マリイ研修での情報、テレビで取り上げら

れたデイが近県にできた、ケアマネ業務を

時間効率を上げながら内容の濃い作業をす

るには？等多岐に渡っていた。

終了時に提出いただいたアンケートから

も「普段話せない横のつながりのケア

マネ話にあるある！と共通したものを感

じる貴重な時間だった」「小グループだっ

たので本音で話せた」「あっと気付くこと

があり、ためになった」「地域資源、事例、

情報のやりとりができる場になれば・・」

と普段ケアマネ同士でなかなか話ができ

ない現状や情報交換の場の必要性が挙げ

られていた。今後の活動の参考にさせて

いただき、有意義な企画をしていこうと

役員同士で認識できた。



施設介護支援専門員研修の報告

「23年度 第1回研修会 施設ケアマネサロン」

開催日時 平成23年6月25日(土) 13時15分～15時05分

開催場所 老人保健施設 尚和園アンシヤンテ(緑区)

今年の「施設ケアマネサロン」は、「生活リハビリの活用について」をテーマに、施設ケアマネ会員限定で実施した。

22年度から施設ケアマネ研修会の運営に携わる、特別養護老人ホームスマイルハウスの黒田政子氏より、勤務先施設における生活リハビリへの取り組みについて、事例を基に発表していただいた。

施設では、介護職員・ケアマネ・医務などのスタッフ間で機能訓練についての現状と課題を整理し、独自のアセスメント票を作成して施設サービス計画書に位置づけた。支援内容の実際を記録するため、チェック表を用いてモニタリングに使用していること、本人・家族の意向を整理するための書式として「意向確認書」を独自に作成していることなどを説明していただいた。

参加者からは質問を始め、自分の施設ではこうしているなど、テーマにとらわれないさまざまな意見が交わされ、充実したサロンとなった。

今後もサロン活動が定期的に継続していけるよう、運営していきたいと考えている。

行った。その中で、訪問看護の緊急時の対応方法の発表や、支援者側も自分で自分の身を守り健康維持をはかることが大切との発表があり、グループ討議が終わった後も災害時マニュアルをどうすればいいのか、どのような内容にするのか等を周囲の

方々に聞いたりするような光景がみられた。

今後、起こりうる災害の中で、ケアマネ自身の不安、利用者への対応等、事前準備や対策をとらなければという気持ちが強くなったようなサロン開催になった。



さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであつて第2条の目的

に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであつて第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部

事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

(抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 各区の代表幹事 10名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研

修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修・ネットワーク推進委員長は、研修・ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より氏名された区代表者と研修・ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。又、各区より研修会の開催希望が合った場合、会長より指名された区代表者と連携し研修・ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区広報委

員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の活動の中心となる。又、会長より氏名された代表者は、研修・ネットワーク推進委員長として連携を行うものとし、区内で活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内の会員への連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会大宮サービスセンター内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する

こと

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

5 役員会は、必要なとき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年

の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の決議

により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

平成 23 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修内容	幹事会活動・研修 内容	施設ケアマネ研修 内容	研修・ネットワーク推進委員会 広報委員会	役員会
4 月					執行部会 役員会
5 月	通常総会 第 1 回全体研修 「基調講演」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
6 月			施設ケアマネサロン 「交流会」	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
7 月	第 2 回全体研修 「ハウスキーパーについて」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
8 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
9 月		各区	第 1 回施設ケアマネ研修 「口腔衛生について」	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
10 月	第 3 回全体（行政合同）研修	ケアマネサロン		広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
11 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
12 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
1 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
2 月			第 2 回施設ケアマネ研修 「講義」 (講師：峯尾武巳氏)	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
3 月	第 4 回全体研修			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会

ちょっと coffee break

「日本の底力」

常磐自動車道（上り線）、茨城県的那珂付近を走行していると、ある（・・）一部の区間が先ほどまでとは違う様相を呈していた。新しく舗装された形跡があり、綺麗に整備されていた。走りながらふとある（・・）事を思い出した。

実はこの道路、3月11日の震災で、巨大な断裂や陥没が発生し、道路の主要部分に150mの亀裂が入った。被害は甚大で広範囲におよび、修復するまでに相当の時間がかかると思われた。

ところが、震災後、ライフラインなど多大な被害が生じていたにもかかわらず、なんと、たった「6日間」で修復したのだ。作業員達は、3月11日に損壊した道路に到着し、翌日から作業を開始、17日の作業を終えたときは、綺麗に修復され道路は通行可能になっていた。超人的なスピードで作業が行われ、これが、海外の新聞で大きく取り上げられ話題を呼び、日本の建設チームを称賛する声が多数聞かれた。

「どうやったらこんなことができるか理解できず、日本の仕事ぶりを称えるしかない」

「私の国では、6ヶ月から1年はかかる工事だよ。いや、それ以上かかるかな…」

「6『日』だぞ、『年』じゃないぞ…」

「3つ数えたら、目を開けてください。1, 2, 3
ほーら、でき上がり！ って感じ」

「すばらしすぎるよ。なんという国だ」

海外の反応の多くは、数ヶ月から数年はかかると思われる工事が、「6日」で修復できるのは驚きのようだ。

日本の道路を走ると、日本の底力を感じる。道路が破損しているとすぐに作業員がかけつけ補修を行う体制がとれている。普段、なにげなく走っている道路が安全に走れるのは彼らのおかげだ。信頼があるからこそ安心して走ることができるのだ。

「チームワーク」「仕事に対するプロ意識」そして「信頼」彼らの仕事ぶりから学ぶことは多い。

綺麗に修復された高速道路を走りながら、日本の早期復興を確信し、「急」がつくような運転をしてはいけない、道路をいたわる気持ちが強くなった。

～会員がリレー式で担当するこのコーナー、次は誰にお願いしようかな？（^O^）～

あとがき

今年度最初の広報誌には、「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。目を通していただい後も保存していただければ…と思います。

これからも「読んでいただける広報誌」を目指していきますので、よろしくお願いいたします。

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡ください。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木

（社福）さいたま市社会福祉協議会 大宮サービスセンター

電話番号 048 - 645 - 7470

FAX 048 - 645 - 7500

リニューアルしたので見てくださ～い！！

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>